

1. 会員
  - (ア) 会員に出願する者は、準会員のディプロマを得ている者、またはそれに相当する者とする。
  - (イ) 会員は、会員募集のある年度の4月までに、旧約聖書または新約聖書に関する3年相当の長期研究プロジェクトのプロポーザルを具体的に文書（A4, 2枚）に記し、文献表を添付して、委員会に提出し、研究の認可を得なければならない。
  - (ウ) 会員は登録費として3年に一度3万円を納入する。また、会員の月会費は2万円とする。
  - (エ) 登録費、会費については、原則として当該個人とその所属教会とで分担することを奨励する。
  - (オ) 会員の在籍は6年を上限とする。
  - (カ) 一定期間を経て、論文審査に合格した者にはディプロマ（ThD相当）を授与する。
2. 準会員
  - (ア) 準会員に出願する者は、原則として次の3項目のうち2項以上を満たしている者とする。
    - ① 神学校でMDiv相当の教育を終え、最終評価が聖書神学舎の成績の加重平均89点以上に相当する。
    - ② 神学校の卒論の評価がA以上である。
    - ③ 聖書神学舎教師会の教師一人の推薦を得ている。
  - (イ) 準会員は、会員募集のある年度の4月までに、旧約聖書または新約聖書に関する2年相当の研究プロジェクトのプロポーザルを具体的に文書（A4, 2枚）に記し、文献表を添付して、委員会に提出し、研究の認可を得なければならない。
  - (ウ) 準会員は登録費として2年に一度3万円を納入する。また準会員の月会費は2万円とする。
  - (エ) 登録費、会費については、原則として当該個人とその所属教会とで分担することを奨励する。
  - (オ) 準会員の在籍は4年を上限とする。
  - (カ) 一定期間を経て、論文審査に合格した者にはディプロマ（ThM相当）を授与する。
3. 活動
  - 定例研究会は、原則として月一回開催し、所員のほか、会員、準会員も出席するものとする。遠隔地で研究に携わる者はSkype等のビデオ会議による参加も可能とする。ただし、年間回数半数以上の回数は研究所に来て研究会に出席し、所員から指導を受けるものとする。
4. 手当・交通費・経費補助
  - 所員、会員、準会員は、研究会出席に必要な交通費を請求することができる。ただし、遠隔地からの交通費支給は年三度までとする。
5. 奨学金
  - 会員、準会員で、経済的な必要の大きい者のために給付奨学金を設ける。（詳細別途。）
6. 論文審査
  - (ア) 会員、準会員は、一定期間を経て、研究プロジェクト論文を提出する。
  - (イ) 会員が提出した論文の審査は、2名の所員と1名の国内外で信頼されている学者、研究者を招いて行われる。
  - (ウ) 準会員が提出した論文の審査は、2名の所員によって行われる。

付則：客会員

研究所の資源を利用して、三ヶ月程度の短期プロジェクトに従事する者を客会員として受け入れることがある。受け入れは、提出された短期プロジェクト案の評価に基づいて、委員会が判断する。客会員の月会費は1万円とする。